

《 参 考 資 料 》

- 1 東京都中央卸売市場条例及び同施行規則改正案（新旧対照表） 1 2
《委託手数料弾力化について》

- 2 東京都中央卸売市場条例及び同施行規則改正案（新旧対照表） 1 6
《中央卸売市場からの暴力団排除について》

東京都中央卸売市場条例及び同施行規則改正案《委託手数料の弾力化等》

条 例		規 則	
改正案	現行	改正案	現行
<p>東京都中央卸売市場条例 昭和 46 年 12 月 1 日条例第 144 号</p> <p>(委託手数料以外の報酬の收受の禁止)</p> <p>第 68 条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から第 82 条の規定により知事に届け出た委託手数料以外の報酬を受けてはならない。</p> <p>(受託契約約款)</p> <p>第 69 条 (現行のとおり)</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>一から八まで (現行のとおり)</p> <p>九 委託手数料に関する事項</p> <p>十 委託者の負担すべき費用に関する事項</p> <p>十一 仕切りに関する事項</p> <p>十二 第 60 条第 1 項ただし書及び第 117 条に関する事項</p> <p>十三 量目及び計量に関する事項(食肉部に限る。)</p> <p>十四 枝肉販売の委託を受けた家畜の保管料、と畜使用料、検査料並びに原皮、内臓その他の副産物の販売方法及び販売予定価格に関する事項(食肉部に限る。)</p> <p>十五 人の健康を損なうおそれのある物品の販売の留保又は解除に関する事項</p> <p>十六 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律その他の法令等の規定による表示に適正を欠く物品の取扱いに関する事項</p> <p>十七 前各号に掲げるもののほか、重要な事項</p> <p>3 から 4 まで (現行のとおり)</p> <p>(仕切り及び送金)</p> <p>第 80 条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対してその卸売をした日の翌日までに、当該卸売をした物品の品名、等級、単価 (販売価格の単価とする。以下この条において同じ。) 数量、単価に数量</p>	<p>(委託手数料以外の報酬の收受の禁止)</p> <p>第 68 条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者からこの条例で定める委託手数料以外の報酬を受けてはならない。</p> <p>(受託契約約款)</p> <p>第 69 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一から八まで (略)</p> <p>九 委託者の負担すべき費用に関する事項</p> <p>十 仕切りに関する事項</p> <p>十一 第 60 条第 1 項ただし書及び第 117 条に関する事項</p> <p>十二 量目及び計量に関する事項(食肉部に限る。)</p> <p>十三 枝肉販売の委託を受けた家畜の保管料、と畜使用料、検査料並びに原皮、内臓その他の副産物の販売方法及び販売予定価格に関する事項(食肉部に限る。)</p> <p>十四 人の健康を損なうおそれのある物品の販売の留保又は解除に関する事項</p> <p>十五 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律その他の法令等の規定による表示に適正を欠く物品の取扱いに関する事項</p> <p>十六 前各号に掲げるもののほか、重要な事項</p> <p>3 から 4 まで (略)</p> <p>(仕切り及び送金)</p> <p>第 80 条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対してその卸売をした日の翌日までに、当該卸売をした物品の品名、等級、単価 (販売価格の単価とする。以下この条において同じ。) 数量、単価に数</p>	<p>東京都中央卸売市場施行規則 昭和 46 年 12 月 27 日規則第 273 号</p>	

を乗じて得た額の合計額及びその合計額の 100 分の 5 に相当する額（当該委託者の責めに帰すべき理由により第 8 6 条ただし書の規定により卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品名、等級、単価、数量、単価に数量を乗じて得た額の合計額及びその合計額の 100 分の 5 に相当する額）、控除すべき委託手数料及び当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目及び金額（消費税額及び地方消費税額に相当する額を含む額とする。）並びに差引仕切金額（以下「売買仕切金」という。）を正確に記載した売買仕切書並びに売買仕切金を送付しなければならない。ただし、受託契約約款で特別の定めをした場合は、この限りでない。

2 から 3 まで（現行のとおり）
4（削除）

第 81 条（現行のとおり）

（委託手数料の率）
第 82 条 卸売業者は、卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から収受する委託手数料（卸売をした物品の卸売価格に数量を乗じて得た額の合計額に料率を乗じて得た額とする。）の率を定め、又は変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ知事に届け出なければならない。

表（削除）

2 委託手数料の率の対象その他必要な事項は規則で定める。

量に乗じて得た額の合計額及びその合計額の 100 分の 5 に相当する額（当該委託者の責めに帰すべき理由により第 8 6 条ただし書の規定により卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品名、等級、単価、数量、単価に数量を乗じて得た額の合計額及びその合計額の 100 分の 5 に相当する額）、控除すべき第 82 条の規定に定める委託手数料及び当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目及び金額（消費税額及び地方消費税額に相当する額を含む額とする。）並びに差引仕切金額（以下「売買仕切金」という。）を正確に記載した売買仕切書並びに売買仕切金を送付しなければならない。ただし、受託契約約款で特別の定めをした場合は、この限りでない。

2 から 3 まで（略）
4 第 82 条第 1 項の規定は、前項の原皮、内臓その他の副産物の委託手数料について準用する。

第 81 条（略）

（委託手数料の率）
第 82 条 卸売業者が卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から収受する委託手数料は、卸売金額（卸売をした物品の卸売価格に数量を乗じて得た額の合計額とする。）に取扱品目ごとに次表に掲げる定率以内において、規則で定める定率を乗じて得た金額とする。

取扱品目	定率
生鮮水産物（海そうを含む。）及びその加工品	100 分の 5.5
野菜（きのこを含む。）及びその加工品（つけ物を除く。）	100 分の 8.5
果実及びその加工品	100 分の 7
つけ物	100 分の 8
鳥肉及び鳥卵並びにこれらの加工品	100 分の 1.5
肉類（鳥肉を除く。）	100 分の 3.5
肉類の加工品	100 分の 1.5

（委託手数料の率の届出書等）
第 63 条 条例第 82 条第 1 項に規定する届出は、別記第 45 号様式の 3 による委託手数料率届出書及び次に掲げる書類を添えてしなければならない。

- 一 法第 2 8 条に定める直近の事業報告書
- 二 当該手数料率の適用開始時期以後 3 年間の事業計画書、予定貸借対照表及び予定損益計算書
- 三 前各号のほか、知事の指定する書類

2 前項の届出後、率を変更しないときは新たな届出の手続きを必要としない。

（委託手数料の率の対象）
第 63 条の 2 条例第 82 条第 2 項に規定する規則で定める委託手数料の率の対象は、次の取扱品目別とする。

取扱品目
生鮮水産物（海そうを含む。）及びその加工品

（委託手数料の率）
第 63 条 条例第 82 条第 1 項に規定する規則で定める定率は、次のとおりとする。

取扱品目	定率
生鮮水産物（海そうを含む。）及びその加工品	100 分の 5.5
野菜（きのこを含む。）及びその加工品（つけ物を除く。）	100 分の 8.5
果実及びその加工品	100 分の 7
つけ物	100 分の 8
鳥肉及び鳥卵並びにこれらの加工品	100 分の 1.5
肉類（鳥肉を除く。）	100 分の 3.5
肉類の加工品	100 分の 1.5
規則で定めるその他の食料品（右欄に掲げるものを除く。）	100 分の 5
花き	100 分の 9.5

規則で定めるその他の食料品（右欄に掲げるものを除く。）	100分の5
花き	100分の9.5

2 知事は、前項の規定により知事が定める定率を変更しようとするときは、東京都中央卸売市場取引業務運営協議会の意見を聴かなければならない。

3 卸売業者が知事に届け出た委託手数料の率は、規則で定める期間原則固定するものとする。

4 知事は、規則に定めるところにより前項の届出を行う卸売業者から、委託手数料の率が経営へ与える影響その他必要な事項について説明を求めることができる。

5 卸売業者は、第1項の委託手数料の率を卸売場又は主たる事務所の見やすい場所に掲示する等により、委託者に周知しなければならない。

野菜（きのこを含む。）及びその加工品（つけ物を除く。）
果実及びその加工品
つけ物
鳥肉及び鳥卵並びにこれらの加工品
肉類（鳥肉を除く。）
肉類の加工品
規則で定めるその他の食料品（右欄に掲げるものを除く。）
花き

2（削除）

3 食肉部の卸売業者が届け出た肉類の委託手数料は、枝肉として販売することの委託を受けた場合における原皮、内臓及び副産物の委託手数料について準用する。

（委託手数料の率の固定期間）

第63条の3 条例第82条第3項に規定する規則で定める期間は2年とする。

2 条例第102条第2項に定める改善措置命令を受けた場合の期間は、委託手数料の率の変更がおこなった日から2年とする。

（届出事項の説明等）

第63条の4 条例第82条第4項に定める卸売業者からの説明の聴取方法、時期等については別に定める。

2 前項の規定にかかわらず、畜産物の価格安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第9条及び第10条の規定により独立行政法人農畜産業振興機構が売り渡す指定食肉（輸入牛肉を除く。）についての定率は、100分の2とする。

3 第1項に規定する肉類の委託手数料は、食肉部の卸売業者が家畜を解体し、枝肉として販売することの委託を受けた場合における原皮、内臓及び副産物の委託手数料について準用する。

<p>(出荷奨励金の交付) 第 84 条 (現行のとおり)</p> <p>(完納奨励金の交付) 第 87 条 (現行のとおり)</p> <p>(改善措置命令) 第 102 条 知事は、市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認める時は、卸売業者に対して、当該卸売業者の業務または会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。</p> <p><u>2 知事は、委託手数料の率により、委託者に対して不当に差別的な取扱いが生じること、公正かつ適正な取引がそこなわれること又は卸売業者の財務の健全性がそこなわれること等により生鮮食料品等の円滑な供給に支障が生じると認めるときその他不適切と認めるときは、卸売業者に委託手数料の率その他の事項に関し、必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。</u></p> <p><u>3 (省略)</u> <u>4 (省略)</u> <u>5 (省略)</u> <u>6 (省略)</u> <u>7 (省略)</u></p> <p>附則 (平成 20 年条例第 号) (施行期日) 第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、条例第 68 条、第 69 条、第 80 条、第 82 条、第 102 条第 2 項の規定は平成 21 年 4 月 1 日より施行する。</p>	<p>(出荷奨励金の交付) 第 84 条 (略)</p> <p>(完納奨励金の交付) 第 87 条 (略)</p> <p>(改善措置命令) 第 102 条 知事は、市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認める時は、卸売業者に対して、当該卸売業者の業務または会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。</p> <p><u>2 (省略)</u> <u>3 (省略)</u> <u>4 (省略)</u> <u>5 (省略)</u> <u>6 (省略)</u></p>	<p>附則 (施行期日) 第 1 条 規則第 63 条から第 63 条の 4 は条例第 82 条の施行の日から施行する。</p> <p>(経過措置) 第 2 条 第 63 条の 3 の規定にかかわらず、平成 21 年 4 月 1 日から適用する委託手数料の率に係る期間は 3 年とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、築地市場の卸売業者に係る期間は 5 年とする。 ただし、築地市場の同一部類の卸売業者が一致して当該期間を 5 年とする必要がない旨の申出があったときは期間を 3 年とする。</p>	
---	---	---	--

東京都中央卸売市場条例及び同施行規則改正案《暴力団排除》

条 例		規 則	
改正案	現 行	改正案	現 行
<p>東京都中央卸売市場条例 昭和46年12月1日条例第144号</p> <p>(仲卸業務の許可)</p> <p>第24条 市場において仲卸しの業務を行なおうとする者は、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可は、市場及び取扱品目の部類ごとに行なう。</p> <p>3 第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、許可申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>4 知事は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。</p> <p>一 申請者が破産者で復権を得ないものであるとき。</p> <p>二 申請者が、禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過しないものであるとき。</p> <p>三 申請者が中央卸売市場の仲卸業務の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して三年を経過しない者であるとき。</p> <p>四 申請者が仲卸しの業務を的確に遂行することができる資力、信用及び知識を有する者でないとき。</p> <p>五 申請者が許可を受けようとする取扱品目の部類についての市場取引業務に五年以上の経験を有していない者であるとき。</p> <p>六 申請者が中央卸売市場の卸売業者又は卸売業者の役員若しくは従業員であるとき。</p> <p>七 申請者が法人であつてその業務を執行する役員のうち第一号から第三号まで、第五号(当該法人の代表者に限る。)又は前号のいずれかに該当する者があるとき。</p> <p>八 <u>申請者又は申請者が法人であつてその業務を執行する役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者(以下、これらをあわせて「暴力団員等」という。)であるとき。</u></p>	<p>(仲卸業務の許可)</p> <p>第24条 市場において仲卸しの業務を行なおうとする者は、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可は、市場及び取扱品目の部類ごとに行なう。</p> <p>3 第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、許可申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>4 知事は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。</p> <p>一 申請者が破産者で復権を得ないものであるとき。</p> <p>二 申請者が、禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過しないものであるとき。</p> <p>三 申請者が中央卸売市場の仲卸業務の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して三年を経過しない者であるとき。</p> <p>四 申請者が仲卸しの業務を的確に遂行することができる資力、信用及び知識を有する者でないとき。</p> <p>五 申請者が許可を受けようとする取扱品目の部類についての市場取引業務に五年以上の経験を有していない者であるとき。</p> <p>六 申請者が中央卸売市場の卸売業者又は卸売業者の役員若しくは従業員であるとき。</p> <p>七 申請者が法人であつてその業務を執行する役員のうち第一号から第三号まで、第五号(当該法人の代表者に限る。)又は前号のいずれかに該当する者があるとき。</p>	<p>東京都中央卸売市場施行規則 昭和46年12月27日規則第273号</p> <p>(仲卸業務の許可申請書及び添付書類)</p> <p>第12条 条例第24条第1項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した別記第三号様式による仲卸業務許可申請書を提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所</p> <p>二 法人である場合にあつては資本又は出資の額及び役員の氏名</p> <p>三 許可を受けて仲卸しの業務を行おうとする市場及び取扱品目の部類</p> <p>2 前項の仲卸業務許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 申請者が個人である場合</p> <p>ア 履歴書(別記第2号様式の3)</p> <p>イ 資産調書(別記第5号様式)</p> <p>ウ 住民票の写し</p> <p>エ 区市町村長の発行する身分証明書</p> <p>オ 印鑑証明書</p> <p>カ 当該事業開始の日以後二年間における事業計画書(別記第6号様式)</p> <p>キ 申請者が条例第24条第4項第二号、第三号、第六号及び八号から第十号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面(別記第7号様式)</p> <p>ク 申請者の写真</p> <p>二 申請者が法人である場合</p> <p>ア 定款</p> <p>イ 登記事項証明書</p> <p>ウ 貸借対照表</p> <p>エ 損益計算書</p> <p>オ 当該事業年度開始の日以後二年間における事業計画書(別記第6号様式)</p> <p>カ 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は</p>	<p>(仲卸業務の許可申請書及び添付書類)</p> <p>第12条 条例第24条第1項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した別記第三号様式による仲卸業務許可申請書を提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所</p> <p>二 法人である場合にあつては資本又は出資の額及び役員の氏名</p> <p>三 許可を受けて仲卸しの業務を行おうとする市場及び取扱品目の部類</p> <p>2 前項の仲卸業務許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 申請者が個人である場合</p> <p>ア 履歴書(別記第2号様式の3)</p> <p>イ 資産調書(別記第5号様式)</p> <p>ウ 住民票の写し</p> <p>エ 区市町村長の発行する身分証明書</p> <p>オ 印鑑証明書</p> <p>カ 当該事業開始の日以後二年間における事業計画書(別記第6号様式)</p> <p>キ 申請者が条例第24条第4項第二号、第三号、第六号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面(別記第7号様式)</p> <p>ク 申請者の写真</p> <p>二 申請者が法人である場合</p> <p>ア 定款</p> <p>イ 登記事項証明書</p> <p>ウ 貸借対照表</p> <p>エ 損益計算書</p> <p>オ 当該事業年度開始の日以後二年間における事業計画書(別記第6号様式)</p> <p>カ 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は</p>

<p>九 申請者が暴力団員等とその業務に従事させ又はその業務の補助者として使用しているとき。</p> <p>十 申請者がその業務活動について暴力団員等により支配を受けていると認められるとき。</p> <p>十一 その許可をすることによつて第1項の許可を受けた者の数が前条に定める数の最高限度を超えることとなるとき。</p> <p>(仲卸業務の許可の取消し)</p> <p>第28条 知事は、仲卸業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すものとする。</p> <p>一 第24条第4項第一号、第二号、第六号から第十号のいずれかに該当することとなつたとき。</p> <p>二 仲卸しの業務を的確に遂行することができる資力又は信用を有しなくなつたと知事が認めるとき。</p> <p>三 第24条第3項に基づいて提出した許可申請書に規則で定めるところにより添付される誓約書のうちに、虚偽の事実があつたとき。</p> <p>2 知事は、仲卸業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。</p> <p>一 正当な理由がないのに第24条第1項の許可の通知を受けた日から一月以内に第26条第1項の保証金を預託しないとき。</p> <p>二 正当な理由がないのに第24条第1項の許可の通知を受けた日から一月以内に当該仲卸しの業務を開始しないとき。</p> <p>三 正当な理由がないのに引き続き一月以上その業務を休止したとき。</p> <p>四 正当な理由がないのに仲卸しの業務の遂行を怠つたとき。</p> <p>3 第1項(第一号に掲げるときを除く。)又は前項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。</p> <p>(売買参加者の承認)</p> <p>第34条 売買参加者になろうとする者は、知事の承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の承認は、市場及び取扱品目の部類ごとに行なう。</p> <p>3 第1項の承認を受けようとする者は、規則で定めるところにより、承認申請書を知事に提出しなければならない。</p>	<p>八 その許可をすることによつて第1項の許可を受けた者の数が前条に定める数の最高限度を超えることとなるとき。</p> <p>(仲卸業務の許可の取消し)</p> <p>第28条 知事は、仲卸業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すものとする。</p> <p>一 第24条第4項第一号、第二号、第六号又は第七号に該当することとなつたとき。</p> <p>二 仲卸しの業務を的確に遂行することができる資力又は信用を有しなくなつたと知事が認めるとき。</p> <p>2 知事は、仲卸業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。</p> <p>一 正当な理由がないのに第24条第1項の許可の通知を受けた日から一月以内に第26条第1項の保証金を預託しないとき。</p> <p>二 正当な理由がないのに第24条第1項の許可の通知を受けた日から一月以内に当該仲卸しの業務を開始しないとき。</p> <p>三 正当な理由がないのに引き続き一月以上その業務を休止したとき。</p> <p>四 正当な理由がないのに仲卸しの業務の遂行を怠つたとき。</p> <p>3 第1項(第一号に掲げるときを除く。)又は前項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。</p> <p>(売買参加者の承認)</p> <p>第34条 売買参加者になろうとする者は、知事の承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の承認は、市場及び取扱品目の部類ごとに行なう。</p> <p>3 第1項の承認を受けようとする者は、規則で定めるところにより、承認申請書を知事に提出しなければならない。</p>	<p>名称及びその持株数又は出資額を記載した書面(別記第8号様式)</p> <p>キ 役員名簿(別記第9号様式)</p> <p>ク 業務を執行する役員につき区市町村長が発行する身分証明書並びに代表者の履歴書(別記第2号様式の3)、写真及び印鑑証明書</p> <p>ケ 業務を執行する役員が条例第24条第4項第二号、第三号、第六号及び第八号から第十号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面(別記第7号様式)</p> <p>コ 当該法人のため常時売買に参加する者の履歴書(別記第2号様式の3)及び写真</p> <p>(売買参加者の承認申請書及び添付書類)</p> <p>第22条 条例第34条第1項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した別記第17号様式による売買参加者承認申請書を提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所</p>	<p>は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面(別記第8号様式)</p> <p>キ 役員名簿(別記第9号様式)</p> <p>ク 業務を執行する役員につき区市町村長が発行する身分証明書並びに代表者の履歴書(別記第2号様式の3)、写真及び印鑑証明書</p> <p>ケ 業務を執行する役員が条例第24条第4項第二号、第三号、第六号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面(別記第7号様式)</p> <p>コ 当該法人のため常時売買に参加する者の履歴書(別記第2号様式の3)及び写真</p> <p>(売買参加者の承認申請書及び添付書類)</p> <p>第22条 条例第34条第1項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した別記第17号様式による売買参加者承認申請書を提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所</p>
---	--	--	---

<p>4 知事は、第 1 項の承認の申請が次の各号に掲げる基準のすべてに適合すると認めるときは、同項の承認をするものとする。</p> <p>一 申請者が、申請前に東京都中央卸売市場の売買参加者の承認の取消しを受けたことのない者であること(取消しの日から起算して一年を経過した者を含む。)</p> <p>二 申請者が卸売の相手方として必要な資力、信用、知識及び経験を有するものであること。</p> <p>三 申請者が東京都中央卸売市場の卸売業者若しくは仲卸業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは従業員以外の者であること。</p> <p><u>四 申請者又は申請者が法人であつてその業務を執行する役員が、暴力団員等でないこと。</u></p> <p><u>五 申請者が暴力団員等をその業務に従事させていない又はその業務の補助者として使用していないこと。</u></p> <p><u>六 申請者がその業務活動について暴力団員等により支配を受けていないこと。</u></p> <p>(承認の有効期間等)</p> <p>第 34 条の 2 前条第 1 項の承認の有効期間は、当該承認の日から起算して五年とする。</p> <p>2 前項の承認の有効期間(当該有効期間について、この項の規定により更新を受けたときにあつては、当該更新を受けた承認の有効期間)の満了後、引き続き卸売に参加しようとする者は、規則で定めるところにより、承認の有効期間の更新を受けなければならない。</p> <p>3 知事は、前項の承認の有効期間の更新の申請があつた場合において、当該申請が前条第 4 項第一号及び第三号から第六号に掲げる基準に適合していると認めるときは、当該承認の有効期間を更新するものとする。</p> <p>4 前項の規定によりその更新をする場合における承認の有効期間は、当該更新前の承認の有効期間が満了する日の翌日から起算して五年とする。</p> <p>(売買参加者の承認の取消し)</p> <p>第 36 条 知事は、売買参加者が第 34 条第 4 項第一号若しくは第三号から第六号に規定する者に該当しないこととなつたとき、卸売の相手方として必要な資力若しくは信用を有しなくなつたとき又は第 34 条第 3 項に基づいて提出した承認申請書に規則で定めるところにより添付される誓約書のうちに、<u>虚偽の事実があつたときは、その承認を取り消すものとする。</u></p>	<p>4 知事は、第 1 項の承認の申請が次の各号に掲げる基準のすべてに適合すると認めるときは、同項の承認をするものとする。</p> <p>一 申請者が、申請前に東京都中央卸売市場の売買参加者の承認の取消しを受けたことのない者であること(取消しの日から起算して一年を経過した者を含む。)</p> <p>二 申請者が卸売の相手方として必要な資力、信用、知識及び経験を有するものであること。</p> <p>三 申請者が東京都中央卸売市場の卸売業者若しくは仲卸業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは従業員以外の者であること。</p> <p>(承認の有効期間等)</p> <p>第 34 条の 2 前条第 1 項の承認の有効期間は、当該承認の日から起算して五年とする。</p> <p>2 前項の承認の有効期間(当該有効期間について、この項の規定により更新を受けたときにあつては、当該更新を受けた承認の有効期間)の満了後、引き続き卸売に参加しようとする者は、規則で定めるところにより、承認の有効期間の更新を受けなければならない。</p> <p>3 知事は、前項の承認の有効期間の更新の申請があつた場合において、当該申請が前条第 4 項第一号及び第三号に掲げる基準に適合していると認めるときは、当該承認の有効期間を更新するものとする。</p> <p>4 前項の規定によりその更新をする場合における承認の有効期間は、当該更新前の承認の有効期間が満了する日の翌日から起算して五年とする。</p> <p>(売買参加者の承認の取消し)</p> <p>第 36 条 知事は、売買参加者が第 34 条第 4 項第一号若しくは第三号に規定する者に該当しないこととなつたとき、又は卸売の相手方として必要な資力若しくは信用を有しなくなつたと認めるときは、その承認を取り消すものとする。</p>	<p>二 法人である場合にあつては資本又は出資の額及び役員の氏名</p> <p>三 承認を受けて卸売業者から卸売を受けようとする市場及び取扱品目の部類</p> <p>2 前項の売買参加者承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 申請者が個人である場合</p> <p>ア 履歴書(別記第 2 号様式の 3)</p> <p>イ 資産調書(別記第 5 号様式)</p> <p>ウ 住民票の写し</p> <p>エ 区市町村長の発行する身分証明書</p> <p>オ 印鑑証明書</p> <p>カ 当該事業開始の日以後二年間における事業計画書(別記第 6 号様式)</p> <p>キ 申請者が条例第 34 条第 4 項第一号及び第三号から第六号に掲げる者に該当していることを誓約する書面(別記第 18 号様式)</p> <p>ク 申請者の写真</p> <p>二 申請者が法人である場合</p> <p>ア 定款又は規約</p> <p>イ 登記事項証明書</p> <p>ウ 貸借対照表</p> <p>エ 損益計算書</p> <p>オ 当該事業年度開始の日以後二年間における事業計画書(別記第 6 号様式)</p> <p>カ 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面(別記第 8 号様式)</p> <p>キ 役員名簿(別記第 9 号様式)</p> <p>ク 法人の代表者の印鑑証明書</p> <p>ケ 当該法人のため常時売買に参加する者の履歴書(別記第 2 号様式の 3)及び写真</p> <p>コ 法人の代表者が条例第 34 条第 4 項第一号及び第三号から第六号に掲げる者に該当していることを誓約する書面(別記第 18 号様式)</p> <p>3 第 1 項の承認について、知事は、適正かつ健全な取引を確保するため必要に応じ、市場関係者の意見を聴くことができる。</p>	<p>二 法人である場合にあつては資本又は出資の額及び役員の氏名</p> <p>三 承認を受けて卸売業者から卸売を受けようとする市場及び取扱品目の部類</p> <p>2 前項の売買参加者承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 申請者が個人である場合</p> <p>ア 履歴書(別記第 2 号様式の 3)</p> <p>イ 資産調書(別記第 5 号様式)</p> <p>ウ 住民票の写し</p> <p>エ 区市町村長の発行する身分証明書</p> <p>オ 印鑑証明書</p> <p>カ 当該事業開始の日以後二年間における事業計画書(別記第 6 号様式)</p> <p>キ 申請者が条例第 34 条第 4 項第一号及び第三号に掲げる者に該当していることを誓約する書面(別記第 18 号様式)</p> <p>ク 申請者の写真</p> <p>二 申請者が法人である場合</p> <p>ア 定款又は規約</p> <p>イ 登記事項証明書</p> <p>ウ 貸借対照表</p> <p>エ 損益計算書</p> <p>オ 当該事業年度開始の日以後二年間における事業計画書(別記第 6 号様式)</p> <p>カ 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面(別記第 8 号様式)</p> <p>キ 役員名簿(別記第 9 号様式)</p> <p>ク 法人の代表者の印鑑証明書</p> <p>ケ 当該法人のため常時売買に参加する者の履歴書(別記第 2 号様式の 3)及び写真</p> <p>コ 法人の代表者が条例第 34 条第 4 項第一号及び第三号に掲げる者に該当していることを誓約する書面(別記第 18 号様式)</p> <p>3 第 1 項の承認について、知事は、適正かつ健全な取引を確保するため必要に応じ、市場関係者の意見を聴くことができる。</p>
--	---	---	---

<p>(流通補完業務、物販・飲食業務及び加工・サービス業務の許可)</p> <p>第 38 条 市場において流通補完業務、物販・飲食業務及び加工・サービス業務を行おうとする者は、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可は、市場ごとに行なう。</p> <p>3 第 1 項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、許可申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>4 知事は、第 1 項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。</p> <p>一 申請者が破産者で復権を得ないものであるとき。</p> <p>二 申請者が、禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過しないものであるとき。</p> <p>三 申請者が第 1 項の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して三年を経過しない者であるとき。</p> <p>四 申請者がその業務を的確に遂行することができる資力、信用、知識及び経験を有していない者であるとき。</p> <p><u>五 申請者又は申請者が法人であつてその業務を執行する役員が、暴力団員等であるとき。</u></p> <p><u>六 申請者が暴力団員等をその業務に従事させ又はその業務の補助者として使用しているとき。</u></p> <p><u>七 申請者がその業務活動について暴力団員等により支配を受けていると認められるとき。</u></p> <p><u>八 その許可をすることによつて第 1 項の許可を受けた者が規則で定める数の最高限度を超えることとなるとき。</u></p> <p>(業務の許可の取消し)</p> <p>第 42 条 知事は、関連事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すものとする。</p> <p>一 第 38 条第 4 項第一号、第二号、<u>第五号、第六号又は第七号に該当することとなつたとき。</u></p> <p>二 その業務を的確に遂行することができる資力又は信用を有しなくなつたと知事が認めるとき。</p> <p><u>三 第 38 条第 3 項に基づいて提出した許可申請書に規則で定めるところにより添付される誓約書のうちに、虚偽の事実があったとき。</u></p> <p>2 知事は、関連事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。</p>	<p>(流通補完業務、物販・飲食業務及び加工・サービス業務の許可)</p> <p>第 38 条 市場において流通補完業務、物販・飲食業務及び加工・サービス業務を行おうとする者は、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可は、市場ごとに行なう。</p> <p>3 第 1 項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、許可申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>4 知事は、第 1 項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。</p> <p>一 申請者が破産者で復権を得ないものであるとき。</p> <p>二 申請者が、禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過しないものであるとき。</p> <p>三 申請者が第 1 項の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して三年を経過しない者であるとき。</p> <p>四 申請者がその業務を的確に遂行することができる資力、信用、知識及び経験を有していない者であるとき。</p> <p><u>五 その許可をすることによつて第 1 項の許可を受けた者が規則で定める数の最高限度を超えることとなるとき。</u></p> <p>(業務の許可の取消し)</p> <p>第 42 条 知事は、関連事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すものとする。</p> <p>一 第 38 条第 4 項第一号又は第二号に該当することとなつたとき。</p> <p>二 その業務を的確に遂行することができる資力又は信用を有しなくなつたと知事が認めるとき。</p> <p>2 知事は、関連事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。</p>	<p>(流通補完業務、物販・飲食業務及び加工・サービス業務の許可申請書及び添付書類)</p> <p>第 25 条 条例第 38 条第 1 項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した別記第 19 号様式による流通補完業務、物販・飲食業務及び加工・サービス業務許可申請書を提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所</p> <p>二 法人である場合にあつては資本又は出資の額及び役員の氏名</p> <p>三 許可を受けて流通補完業務、物販・飲食業務又は加工・サービス業務を行おうとする市場</p> <p>四 許可を受けて行おうとする流通補完業務、物販・飲食業務又は加工・サービス業務の種類及びその内容</p> <p>2 前項の流通補完業務、物販・飲食業務及び加工・サービス業務許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 申請者が個人である場合</p> <p>ア 履歴書(別記第 2 号様式の 3)</p> <p>イ 資産調書(別記第 5 号様式)</p> <p>ウ 住民票の写し</p> <p>エ 区市町村長の発行する身分証明書</p> <p>オ 印鑑証明書</p> <p>カ 当該事業開始の日以後二年間における事業計画書(別記第 6 号様式)</p> <p>キ 申請者の写真</p> <p>ク 申請者が条例第 38 条第 4 項第二号、第三号及び第五号から第七号に該当しないことを誓約する書面(別記第 19 号様式の 2)</p> <p>二 申請者が法人である場合</p> <p>ア 定款又は規約</p> <p>イ 登記事項証明書</p> <p>ウ 貸借対照表</p> <p>エ 損益計算書</p> <p>オ 当該事業年度開始の日以後二年間における事業計画書(別記第 6 号様式)</p> <p>カ 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面(別記第 8 号様式)</p>	<p>(流通補完業務、物販・飲食業務及び加工・サービス業務の許可申請書及び添付書類)</p> <p>第 25 条 条例第 38 条第 1 項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した別記第 19 号様式による流通補完業務、物販・飲食業務及び加工・サービス業務許可申請書を提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所</p> <p>二 法人である場合にあつては資本又は出資の額及び役員の氏名</p> <p>三 許可を受けて流通補完業務、物販・飲食業務又は加工・サービス業務を行おうとする市場</p> <p>四 許可を受けて行おうとする流通補完業務、物販・飲食業務又は加工・サービス業務の種類及びその内容</p> <p>2 前項の流通補完業務、物販・飲食業務及び加工・サービス業務許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 申請者が個人である場合</p> <p>ア 履歴書(別記第 2 号様式の 3)</p> <p>イ 資産調書(別記第 5 号様式)</p> <p>ウ 住民票の写し</p> <p>エ 区市町村長の発行する身分証明書</p> <p>オ 印鑑証明書</p> <p>カ 当該事業開始の日以後二年間における事業計画書(別記第 6 号様式)</p> <p>キ 申請者の写真</p> <p>ク 申請者が条例第 38 条第 4 項第二号、第三号に該当しないことを誓約する書面(別記第 19 号様式の 2)</p> <p>二 申請者が法人である場合</p> <p>ア 定款又は規約</p> <p>イ 登記事項証明書</p> <p>ウ 貸借対照表</p> <p>エ 損益計算書</p> <p>オ 当該事業年度開始の日以後二年間における事業計画書(別記第 6 号様式)</p> <p>カ 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載し</p>
--	---	---	---

<p>一 正当な理由がないのに第 38 条第 1 項の許可の通知を受けた日から一月以内に第 40 条第 1 項の保証金を預託しないとき。</p> <p>二 正当な理由がないのに第 38 条第 1 項の許可の通知を受けた日から一月以内にその業務を開始しないとき。</p> <p>三 正当な理由がないのに引き続き一月以上その業務を休止したとき。</p> <p>四 正当な理由がないのにその業務の遂行を怠つたとき。</p> <p>3 第 28 条第 3 項の規定は、第 1 項(第一号に掲げるときを除く。)又は前項の規定による許可の取消しに係る聴聞について準用する。</p> <p>(市場施設の使用指定等)</p> <p>第 88 条 市場内の用地、建物、設備その他の施設(以下「市場施設」という。)のうち、卸売業者、仲卸業者及び関連事業者が使用する市場施設の位置、面積、期間その他の使用条件は、知事がこれを指定する。</p> <p>2 知事は、特に必要があると認めるときは、売買参加者及び買出人の団体その他前項に規定する者以外の者に対しても市場施設の使用を許可することができる。</p> <p>3 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは市場施設の使用指定、許可をしてはならない。</p> <p>一 申請者又は申請者が法人であつてその業務を執行する役員が、暴力団員等であるとき。</p> <p>二 申請者が暴力団員等をその業務に従事させ又はその業務の補助者として使用しているとき。</p> <p>三 申請者がその業務活動について暴力団員等により支配を受けていると認められるとき。</p> <p>(指定又は許可の取消しその他の規制)</p> <p>第 92 条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対して、使用の指定若しくは許可の全部若しくは一部を取り消し、又は使用の制限若しくは停止その他必要な措置を命ずることができる。</p> <p>一 業務の監督、災害の予防、公害の防止、交通の整理、衛生の確保その他市場の秩序の保持又は公共の利益保全のため特に必要があると認めるとき。</p> <p>二 市場施設の使用の指定又は許可の当時と著しく事情が変更し、その使用が不必要又は不相当と認められるに至つたとき。</p>	<p>一 正当な理由がないのに第 38 条第 1 項の許可の通知を受けた日から一月以内に第 40 条第 1 項の保証金を預託しないとき。</p> <p>二 正当な理由がないのに第 38 条第 1 項の許可の通知を受けた日から一月以内にその業務を開始しないとき。</p> <p>三 正当な理由がないのに引き続き一月以上その業務を休止したとき。</p> <p>四 正当な理由がないのにその業務の遂行を怠つたとき。</p> <p>3 第 28 条第 3 項の規定は、第 1 項(第一号に掲げるときを除く。)又は前項の規定による許可の取消しに係る聴聞について準用する。</p> <p>(市場施設の使用指定等)</p> <p>第 88 条 市場内の用地、建物、設備その他の施設(以下「市場施設」という。)のうち、卸売業者、仲卸業者及び関連事業者が使用する市場施設の位置、面積、期間その他の使用条件は、知事がこれを指定する。</p> <p>2 知事は、特に必要があると認めるときは、売買参加者及び買出人の団体その他前項に規定する者以外の者に対しても市場施設の使用を許可することができる。</p> <p>(指定又は許可の取消しその他の規制)</p> <p>第 92 条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対して、使用の指定若しくは許可の全部若しくは一部を取り消し、又は使用の制限若しくは停止その他必要な措置を命ずることができる。</p> <p>一 業務の監督、災害の予防、公害の防止、交通の整理、衛生の確保その他市場の秩序の保持又は公共の利益保全のため特に必要があると認めるとき。</p> <p>二 市場施設の使用の指定又は許可の当時と著しく事情が変更し、その使用が不必要又は不相当と認められるに至つたとき。</p>	<p>キ 役員名簿(別記第 9 号様式)</p> <p>ク 法人の代表者の印鑑証明書</p> <p>ケ 法人の代表者の履歴書(別記第 2 号様式の 3)及び写真</p> <p>コ 業務を執行する役員が、条例第 38 条第 4 項第二号、第三号及び第五号から第七号に該当しないことを誓約する書面(別記第 19 号様式の 2)</p> <p>(市場施設使用指定申請書等)</p> <p>第 68 条 条例第 88 条第 1 項の規定による指定を受けようとする者は、別記第 50 号様式による市場施設使用指定申請書によつて申請しなければならない。なお、卸売業者については、<u>条例第 88 条第 3 項に該当しないことを誓約する書面(別記第 50 号様式の 2)を添付しなければならない。</u></p> <p>2 条例第 88 条第 2 項の規定による許可を受けようとする者は、別記第 51 号様式又は第 51 号様式の 2 による市場施設使用許可申請書に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。</p> <p>一 申請者が個人である場合</p> <p>ア 履歴書(別記第 2 号様式の 3)</p> <p>イ 資産調書(別記第 5 号様式)</p> <p>ウ 住民票の写し</p> <p>エ 市区町村長の発行する身分証明書</p> <p>オ 印鑑証明書</p> <p>カ 当該事業開始の日以後二年間における事業計画書(別記第 6 号様式)</p> <p>キ 写真</p> <p>ク <u>条例第 88 条第 3 項に該当しないことを誓約する書面(別記第 50 号様式の 2)</u></p> <p>二 申請者が法人(これに準ずるものを含む。)である場合</p> <p>ア 定款又は規約</p> <p>イ 登記事項証明書</p> <p>ウ 貸借対照表</p> <p>エ 損益計算書</p>	<p>た書面(別記第 8 号様式)</p> <p>キ 役員名簿(別記第 9 号様式)</p> <p>ク 法人の代表者の印鑑証明書</p> <p>ケ 法人の代表者の履歴書(別記第 2 号様式の 3)及び写真</p> <p>コ 業務を執行する役員が、条例第 38 条第 4 項第二号、第三号に該当しないことを誓約する書面(別記第 19 号様式の 2)</p> <p>(市場施設使用指定申請書等)</p> <p>第 68 条 条例第 88 条第 1 項の規定による指定を受けようとする者は、別記第 50 号様式による市場施設使用指定申請書によつて申請しなければならない。</p> <p>2 条例第 88 条第 2 項の規定による許可を受けようとする者は、別記第 51 号様式又は第 51 号様式の 2 による市場施設使用許可申請書に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。</p> <p>一 申請者が個人である場合</p> <p>ア 履歴書(別記第 2 号様式の 3)</p> <p>イ 資産調書(別記第 5 号様式)</p> <p>ウ 住民票の写し</p> <p>エ 市区町村長の発行する身分証明書</p> <p>オ 印鑑証明書</p> <p>カ 当該事業開始の日以後二年間における事業計画書(別記第 6 号様式)</p> <p>キ 写真</p> <p>二 申請者が法人(これに準ずるものを含む。)である場合</p> <p>ア 定款又は規約</p> <p>イ 登記事項証明書</p> <p>ウ 貸借対照表</p>
---	--	---	--

<p>三 第 88 条第 3 項各号のいずれかに該当することとなつたとき。</p> <p>四 規則第 68 条の規定に基づいて提出した使用指定申請書又は使用許可申請書に規則で定めるところにより添付される誓約書のうちに、虚偽の事実があったとき。</p> <p>五 その他市場の管理上必要があると認めるとき。</p> <p>(指導及び助言)</p> <p>第 101 条の 2 知事は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者に対して、その業務又は会計に関し必要な指導及び助言をすることができる。</p> <p>2 知事は、市場施設の適正な使用を確保するため必要があると認めるときは、使用者に対して、市場施設の使用に関し必要な指導及び助言をすることができる。</p> <p>(許可等に関する意見聴取)</p> <p>第 122 条 知事は、仲卸業者、売買参加者、関連事業者の許可、承認をしようとするとき、市場施設の使用指定、許可をしようとするとき又は現に東京都中央卸売市場において許可、承認を受けている法人、個人について、知事が特に必要があると認めるときは、第 24 条第 4 項第八号、第九号、第十号(第 29 条第 4 項、第 30 条第 4 項の規定により準用する場合を含む。)、第 28 条第 1 項第一号、第三号、第 34 条第 4 項第四号、第五号、第六号、第 34 条の 2 第 3 項、第 36 条、第 38 条第 4 項第五号、第六号、第七号、第 42 条第 1 項第一号、第三号、第 88 条第 3 項、第 92 条第三号、第四号に該当する事由の有無について、警視總監の意見を聴くことができる。</p> <p>(知事への意見)</p> <p>第 122 条の 2 警視總監は、東京都中央卸売市場の仲卸業者、売買参加者、関連事業者の許可、承認を受けようとする法人、個人又は市場施設の使用指定、許可を受けようとする法人、個人(現に東京都中央卸売市場において仲卸業者、売買参加者、関連事業者の許可、承認を受けている法人、個人又は施設の使用指定、許可を受けている法人、個人を含む。)が、前条に該当する事由の有無について、知事に対し意見を述べる<u>ことができる。</u></p>	<p>三 その他市場の管理上必要があると認めるとき。</p>	<p>オ 当該事業年度開始の日以後二年間における事業計画書(別記第 6 号様式)</p> <p>カ 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面</p> <p>キ 役員名簿(別記第 9 号様式)</p> <p>ク 代表者の履歴書(別記第 2 号様式の 3)、写真及び印鑑証明書</p> <p>ケ 条例第 88 条第 3 項に該当しないことを誓約する書面(別記第 50 号様式の 2)</p>	<p>エ 損益計算書</p> <p>オ 当該事業年度開始の日以後二年間における事業計画書(別記第 6 号様式)</p> <p>カ 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面</p> <p>キ 役員名簿(別記第 9 号様式)</p> <p>ク 代表者の履歴書(別記第 2 号様式の 3)、写真及び印鑑証明書</p>
---	--------------------------------	---	---

<p>(施行規則の制定)</p> <p>第 123 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附則（平成 20 年条例第 号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、条例第 68 条、第 69 条、第 80 条、第 82 条、第 102 条第 2 項の規定は平成 21 年 4 月 1 日より施行する。また、附則第 2 条第 項から までの規定は、平成 20 年 月 日から施行する。</p> <p>（東京都中央卸売市場条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第 2 条 第一条の規定による改正後の東京都中央卸売市場条例（以下この条において「新中央卸売市場条例」という。）第 2 4 条第 4 項第八号から十号まで、第 3 4 条第 4 項第四号から第六号まで、第 3 8 条第 4 項第五号から第七号まで、第 8 8 条第 3 項（第 2 8 条、第 2 9 条、第 3 0 条、第 3 6 条、第 4 2 条及び第 9 2 条の規定により準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以降に新中央卸売市場条例に掲げる許可又は承認を受けたものに適用する。</p> <p>2 施行日前に第 1 条の規定による改正前の中央卸売市場条例（以下この条において、「旧中央卸売市場条例」という。）第 2 4 条第 4 項、第 3 4 条第 4 項、第 3 8 条第 4 項及び第 8 8 条に掲げる許可、承認又は指定を受けたものが新中央卸売市場条例第 2 4 条第 4 項第八号から十号まで、第 3 4 条第 4 項第四号から第六号まで、第 3 8 条第 4 項第五号から第七号まで及び第 8 8 条第 3 項の規定に該当していることが判明したときは、知事は、当該許可、承認又は指定を受けたものに対して、業務の停止、施設の返還又は該当する要件を是正する措置をとることを勧告をするものとする。ただし、同号の規定の適用がある場合は、この限りでない。</p> <p>3 知事は、前項の勧告に従わないときは、該当する卸売業者、仲卸業者、関連事業者、売買参加者及びその他施設使用者に対して東京都中央卸売市場からの退去を請求することができる。</p>	<p>(施行規則の制定)</p> <p>第 122 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p>		
---	---	--	--

4 第2項から前項までの規定にかかわらず、施行日前に旧中央卸売市場条例第24条第4項、第34条第4項、第38条第4項及び第88条に掲げる許可、承認又は指定を受けたものが新中央卸売市場条例第24条第4項第八号から十号まで、第34条第4項第四号から第六号まで、第38条第4項第五号から第七号まで及び第88条第3項の規定に該当し、他の市場関係者の安全が著しく害されるおそれがあり、当該被害を防止するため緊急の必要があると認められる場合は知事は該当する個人又は法人に対し東京都中央卸売市場からの退去を請求することができる。

5 前2項の規定による退去の請求については、新中央卸売市場条例第91条の規定を準用する。

東京都中央卸売市場条例及び同施行規則改正案《委託手数料弾力化》関連表

	東京都中央卸売市場条例（案）	東京都中央卸売市場条例施行規則（案）	卸売業者の委託手数料率の届出に関する取扱要綱（案）要綱				
委託手数料以外の報酬の收受の禁止	<p>（委託手数料以外の報酬の收受の禁止）</p> <p>第68条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から第82条の規定により知事に届け出た委託手数料以外の報酬を受けてはならない。</p>						
受託契約約款	<p>（受託契約約款）</p> <p>第69条第2項第九号 委託手数料に関する事項</p>						
委託手数料率の届出	<p>（委託手数料の率）</p> <p>第82条 卸売業者は、卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から收受する委託手数料（卸売をした物品の卸売価格に数量を乗じて得た額の合計額に料率を乗じて得た額とする。）の率を定め、又は変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ知事に届け出なければならない。</p> <p>表（削除）</p> <p>2 委託手数料の率の対象その他必要な事項は規則で定める。</p>	<p>（委託手数料の率の届出書等）</p> <p>第63条 条例第82条第1項に規定する届出は、別記第45号様式の3による委託手数料率届出書及び次に掲げる書類を添えてしなければならない。</p> <p>一 法第28条に定める直近の事業報告書</p> <p>二 当該手数料率の適用開始時期以後3年間の事業計画書、予定貸借対照表及び予定損益計算書</p> <p>三 前各号のほか、知事の指定する書類</p> <p>2 前項の届出後、率を変更しないときは新たな届出の手続きを必要としない。</p> <p>（委託手数料の率の対象）</p> <p>第63条の2 条例第82条第2項に規定する規則で定める委託手数料の率の対象は、次の取扱品目別とする。</p> <table border="1" data-bbox="1222 1648 1899 1955"> <thead> <tr> <th>取扱品目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生鮮水産物（海そうを含む。）及びその加工品</td> </tr> <tr> <td>野菜（きのこを含む。）及びその加工品（つけ物を除く。）</td> </tr> <tr> <td>果実及びその加工品</td> </tr> </tbody> </table>	取扱品目	生鮮水産物（海そうを含む。）及びその加工品	野菜（きのこを含む。）及びその加工品（つけ物を除く。）	果実及びその加工品	<p>第1 適用開始及び届出等の時期</p> <p>1 卸売業者が届出する委託手数料率の適用開始日は、毎年4月1日とする。</p> <p>2 卸売業者は、規則第63条に定める届出を2月1日から2月10日までに行う。</p> <p>3 卸売業者は、規則第63条の4に定める事前説明に必要な資料の提出を前年の10月1日から10月10日までに行う。</p> <p>第2 届出時の書類</p> <p>卸売業者は、届出時に次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>1 委託手数料率届出書（規則第45号様式の3）</p> <p>2 卸売市場法第28条に定める直近の事業報告書</p> <p>3 3年間の事業計画書（様式1）</p> <p>4 3年間の予定貸借対照表（様式2）</p> <p>5 3年間の予定損益計算書（様式3）</p>
取扱品目							
生鮮水産物（海そうを含む。）及びその加工品							
野菜（きのこを含む。）及びその加工品（つけ物を除く。）							
果実及びその加工品							

		<table border="1" data-bbox="1222 86 1902 703"> <tr><td>つけ物</td></tr> <tr><td>鳥肉及び鳥卵並びにこれらの加工品</td></tr> <tr><td>肉類（鳥肉を除く。）</td></tr> <tr><td>肉類の加工品</td></tr> <tr><td>規則で定めるその他の食料品 （右欄に掲げるものを除く。）</td></tr> <tr><td>花き</td></tr> </table> <p data-bbox="1193 760 1320 793">2 （削除）</p> <p data-bbox="1193 835 1935 1012">3 食肉部の卸売業者が届け出た肉類の委託手数料は、枝肉として販売することの委託を受けた場合における原皮、内臓及び副産物の委託手数料について準用する</p>	つけ物	鳥肉及び鳥卵並びにこれらの加工品	肉類（鳥肉を除く。）	肉類の加工品	規則で定めるその他の食料品 （右欄に掲げるものを除く。）	花き	
つけ物									
鳥肉及び鳥卵並びにこれらの加工品									
肉類（鳥肉を除く。）									
肉類の加工品									
規則で定めるその他の食料品 （右欄に掲げるものを除く。）									
花き									
<p data-bbox="100 1073 326 1178">固定期間及び 発足時の特例</p>	<p data-bbox="365 1073 1169 1178">第82条第3項 卸売業者が知事に届け出た委託手数料の率は規則の定める期間原則固定するものとする。</p>	<p data-bbox="1193 1073 1567 1106">（委託手数料の率の固定期間）</p> <p data-bbox="1193 1146 1935 1251">第63条の3 条例第82条第3項に規定する規則で定める期間は2年とする。</p> <p data-bbox="1193 1291 1935 1470">2 条例第102条第2項に定める改善措置命令を受けた場合の期間は、委託手数料の率の変更をおこなった日から2年とする。</p> <p data-bbox="1193 1509 1279 1543">附則</p> <p data-bbox="1193 1583 1353 1617">（経過措置）</p> <p data-bbox="1193 1656 1935 1761">第2条 第63条の3の規定にかかわらず、平成21年4月1日から適用する委託手数料の率に係る期間は3年とする。</p> <p data-bbox="1193 1801 1935 1906">2 前項の規定にかかわらず、築地市場の卸売業者に係る機関は5年とする。</p> <p data-bbox="1240 1946 1935 1980">ただし、築地市場の同一部類の卸売業者が一致して当該</p>							

		期間を5年とする必要がない旨の申出があったときは期間を3年とする。	
届出の調査 (委託手数料届出事項調査委員会)	第82条第4項 知事は、規則に定めるところにより前項の届出を行う卸売業者から、委託手数料の率が経営へ与える影響その他必要な事項について説明を求めることができる。	(届出事項の説明等) 第63条の4 条例第82条第4項に定める卸売業者からの説明の聴取方法、時期等については別に定める。	第3 事前説明 卸売業者は、事業計画と料率設定の根拠等について説明のため、前項第2号から第5号までの書類を提出しなければならない。 2 卸売業者は、知事から追加資料を求められたときは、直ちに必要な資料を提出しなければならない。 第4 提出先 東京都中央卸売市場事業部業務課 第5 調査 第3に定める事前説明にあたって、知事は別に設置する委託手数料届出事項調査委員会の意見を聴くこととする。 2 条例第102条第2項に定める改善措置命令より委託手数料の率の変更をおこなう場合、知事は委託手数料届出事項調査委員会の意見を聴くこととする。
			委託手数料届出事項調査委員会要綱による
変更料率の周知の徹底	第82条第5項 卸売業者は、第1項の委託手数料の率を卸売場又は主たる事務所の見やすい場所に掲示する等により、委託者に周知しなければならない。		
届出料率の変更命令	第102条第2項 知事は、委託手数料の率により、委託者に対して不当に差別的な取扱いが生じること、公正かつ適正な取引がそこなわれること又は卸売業者の財務の健全性がそこなわれること等により生鮮食料品等の円滑な供給に支障が生じると認めるときその他不適切と認めるときは、卸売業者に委託手数料の率その他の事項に関し、必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。		